

平成20年10月24日

埼玉県警察本部が押収した菓子からメラミンが検出された事例について

1 概要

10月23日(木)13時15分に県警察本部から、押収した生キャラメルからメラミンが0.5 ppm 検出されたとの情報提供があったため、当該品の流通状況等について、同日調査を開始した。

2 当該品の情報(県警本部からの情報)

- (1) 商品名 生キャラメル (消費期限08.9.21)
- (2) 販売及び加工者 (株)ショッピングひまわり幸手香日向店
(幸手市香日向4-15-4)
- (3) 検査機関 (株)ハウス食品分析テクノサービス
- (4) 結果判明日 平成20年10月21日
- (5) 検出値 1検体から0.5ppmを検出

3 調査結果

- (1) 連絡を受けて、春日部保健所が押収先の幸手香日向店に立入り、調査したところ、現在、当該品の取扱いはなく、また、当該品はすべて販売済みであった。
- (2) 製造所では、段ボール包装で仕入れた生キャラメルを袋詰めで個包装し、販売しており当該品を取扱っていた旨、確認された。

(3) 県警本部には当該品以外の関連類似品（消費期限の異なる生キャラメル）も押収されていたことから、関連類似品 2 検体の検査を本日、県衛生研究所において実施したところ、2 検体ともにメラミンは不検出であった。

4 今後の対応

現在のところ健康被害の報告はない。

当該品の流通経路を特定し、状況に応じ輸入者等による自主検査、自主回収等を行うよう指導を実施する。なお、現在、流通先を遡って調査するため他自治体あてに調査を依頼している。

(参考)

今回、県警本部で検出された 0.5ppm の濃度は、体重 60kg の人が同生キャラメルを毎日 75kg、一生涯食べ続けても健康に影響はない値です。

お問い合わせ先

埼玉県 保健医療部 食品安全課 監視・食中毒担当 坂梨 進藤 馬場

ダイヤルイン 048-830-3611 代表 048-824-2111 内線 3611

E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp